

第6章 健康増進

§ 1 健康教育

表154 健康教育実施回数、参加者数、内容別、対象別

健康教育は、生活習慣病の予防や健康増進等、健康に関する正しい知識の普及や技術の習得を図り、「自らの健康は自ら守る」という市民の認識を高め、健康の保持増進に努めることを目的としている。各区の状況に合わせて保健所別に企画し、地域の会場も活用し、内容に沿った職種で実施している。

資料：健康増進課